◆政省令等の略称と正式名称

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の
	規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられ
令	るおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の
令	中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを
	除く。)の開発、製造又は使用のために用いられ
	るおそれがある場合を定める省令
文書等告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられ
	るおそれがある場合を定める省令第二号及び第
	三号の規定により経済産業大臣が告示で定める
	輸出者が入手した文書等
核兵器等開発等告	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2
示	項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業
	大臣が告示で定める提供しようとする技術が核
	兵器等の開発等のために利用されるおそれがあ
	る場合
通常兵器開発等告	経済産業大臣が告示で定める提供しようとする
示	技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄
	に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除
	く。)の開発、製造又は使用のために利用される
	おそれがある場合
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへ
	の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無

	償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物
	及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出す
	る貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外
(えきむつうたつ)	国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を
	要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出
	等許可申請に係る提出書類及び注意事項等につ
	いて
キャッチオール規	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出
制通達	規制に関する輸出手続等について
包括許可要領	包括許可取扱要領

◆本書でよく使われる用語

客観要件	核兵器等開発等省令の第一号から第三号又は核兵
	器等開発等告 示の第一号から第三号にあげられて
	いる要件のことを指し、 用途要件と需要者要件 か
	らなる。
	通常兵器開発等省令、通常兵器開発等告示は、
	客観要件のうちの 用途要件 のみ。
インフォーム要件	輸出する貨物又は提供する技術が、核兵器等や
	通常兵器の開発等に用いられるおそれがあると
	経済産業大臣が判断した場合、輸出者に対して、
	許可申請の必要がある旨の通知をすること。
	①大量破壊兵器キャッチオール規制に関する場
	合(輸出令第4条第1項第三号口、第四号口及
	び貿易外省令第9条第2項第七号ロ、第八号ロ)
	と②通常兵器キャッチオール規制に関する場合
	(輸出令第4条第1項第三号ニ、第四号ニ及び

	₩日月10人株の夕然の石が11日 -
	貿易外省令第9条第2項第七号二、第八号二)
	の2つがある。
用途要件	核兵器等開発等省令の第一号、核兵器等開発等
	告示 の第一号又は 通常兵器開発等省令、通常兵
	器開発等告示のこと。
需要者要件	核兵器等開発等省令の第二号、第三号又は核兵
	器等開発等告示 の第二号、第三号のこと。
外国ユーザーリス	文書等告示第二号又は核兵器等開発等告示の別
٢	表の第二号に規定されている「経済産業省が作
	成した文書等」。取引に当たって慎重な対応が求
	められる外国企業・組織のリスト。
ホワイト国	輸出令別表第3の地域をいう。国際的な輸出管理
	レジームすべてに参加し、その合意に基づいて、
	国内法の整備を行い、かつ、大量破壊兵器キャッ
	チオール規制を実施しているアメリカ合衆国や英
	国など計27カ国をいう。
国連武器禁輸国·地	輸出令別表第3の2の地域をいう。アフガニスタ
域	ン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリ
	トリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、
	北朝鮮、ソマリア、スーダンの11カ国をいう。
武器輸出三原則	我が国が独自に行っている武器の輸出に関する
	規制で、その内容は、「武器及びその部分品等の
	輸出について」に示されている。
輸出管理内部規程	輸出管理に関する外為法等の法令を遵守し、法令
	違反を未然に防止するため、取引審査等の一連の
	業務を規定した内部規程のことをいい、コンプラ
	イアンス・プログラム (CP) ともいう。
大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の
	遵守に関する内部規程の策定又は見直しについ

	て」として当時の通商産業大臣(現:経済産業
	大臣) 名で輸出関連団体の長あてに要請した通
	達(平成6年6月24日付)をいう。
	平成18年3月3日に新たに「安全保障貿易
	に係る輸出管理の厳正な実施について」という
	通達が出され、企業における輸出管理の徹底を
	求めている。
リスト規制	国際的な合意等に基づき、通常兵器や大量破壊
	兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、
	具体的には輸出令別表第1(外為令別表)の1
	から15の項で規制されている貨物(技術)を
	輸出(提供)しようとする場合、経済産業大臣
	の許可が必要となる制度。 専ら機能・仕様(ス
	ペック)に着目した規制。
キャッチオール規	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器
制	キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。
	専ら需要者及び用途に着目した規制。 リスト規
	制を補完するという意味で、補完的輸出規制と
	もいう。
明らかガイドライ	核兵器等開発等省令第二号、第三号のかっこ書
ン	(輸出しようとする貨物の用途並びに取引の条
	件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等
	及び別表に掲げる行為以外のために用いられる
	ことが明らかなとき) 又は核兵器等開発等告示
	の第二号、第三号にあたるかを判断するために、
	「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸
	出規制に関する輸出手続等について」の1の
	(6)で「輸出者等が「明らかなとき」を判断

る判断基準。
「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸
出規制に関する輸出手続等について」(キャッ
チオール規制通達)の1の(3)で規定されて
いる。リスト規制に該当しない貨物の中で、特
に大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれの
強い貨物として40品目が規定され、用途・需
要者の確認を慎重に行う必要がある。
平成24年8月13日より、シリア向けに1
1品目が追加された。

解答132. 正解「○〕

外国ユーザーリストは、「文書等を定める告示」に規定する「経済産業省が作成した文書等」にあたる。

【解説】

外国ユーザーリストは、大量破壊兵器等の開発動向等に関し経済 産業省が作成したものであり、「文書等を定める告示」の第二号に 規定する文書等にあたる。

解答133. 正解「×]

大量破壊兵器等の開発動向等に関し経済産業省が作成した外国ユーザーリストに掲載されている企業・団体に貨物を輸出する場合は、必ず経済産業大臣の許可が必要である。

【解説】

需要者が外国ユーザーリストに掲載されている企業・団体であっても、当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなときは、経済産業大臣の許可が不要である。ただし、外国ユーザーリストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(キャッチオール規制通達の「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参照のこと)が一致する場合は、経済産業大臣の許可が必要となるので注意が必要である。

解答182. 正解 [○]

輸出令別表第1に該当する暗号機能を有する個人使用のパソコンを海外へ持ち出す場合は、輸出許可が不要になる特例がある。

【解説】

一般のパソコンを一時的に海外に持ち出す場合であって、本人が 使用して持ち帰るのであれば、輸出許可は不要である。無償告示第 二号5参照。

解答183. 正解「○〕

外為令別表に該当する暗号ソフトを内蔵したパソコンを所持 して海外出張し、出張した本人のみが使用して帰る場合は、役務 取引許可は不要である。

【解説】

暗号ソフトがリスト規制に該当であっても、当該ソフトを自己で使用する場合は、外為法第25条第1項の①「特定の外国において提供することを目的とする取引」でも、②「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」でもないので、役務取引許可は不要である。

また、当該ソフトの海外への持ち出しも、外為法第25条第1項の 取引に関する行為ではないため、外為令第17条第2項に基づく特 定記録媒体等輸出等許可も不要である。ただし、パソコン本体につ いては、輸出令別表第1に該当するかどうかメーカーへの確認が必 要である。